

丹波市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ☆通信講座等による資格取得を応援します！

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就業に必要な資格の取得を目指す場合に受講料の一部を支給します。ただし、事前に対象講座を指定する必要がありますので、必ず、受講前にご相談ください。

◆対象者 丹波市在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、以下の全ての要件を満たす方

- ①20歳未満の児童を扶養している方
- ②母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
- ③就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ④過去に当該給付金を受給していない方

※この事業の「母子家庭等」とは、婚姻（事実婚を含む）をしていない母子家庭又は父子家庭です。なお、内縁関係、同棲、同居、同居していなくても頻繁、定期的な訪問及び経済的援助を受けている場合は、事実婚に該当します。

◆対象講座：厚生労働省指定の教育訓練講座

- ① 雇用保険法の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ② 雇用保険法の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ③ 雇用保険法の専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座



◆給付額

対象者	支給額（上記対象講座ごと）
1.雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができない方	対象講座①・②：本人が支払った費用の60% （上限20万円） 対象講座③：本人が支払った費用の60% （修学年数×40万円（上限160万円））
2.雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けることができる方	本人が支払った費用の60%（①、②は、上限20万円、③は160万円）から雇用保険制度の教育訓練給付金の額を差し引いた額
3.対象講座③の対象者で指定教育訓練講座の修了日の翌日から1年以内に資格取得し、かつ就職した方	本人が支払った費用の85%（上限：修学年数×60万円・上限240万円）から、上記1・2の支給額を差し引いた額

【注1】本人が支払った費用は、入学料及び受講料に限ります。

【注2】全ての支給額が、1万2千円を超えない場合は、支給されません。

◆[A]講座指定申請に必要な書類

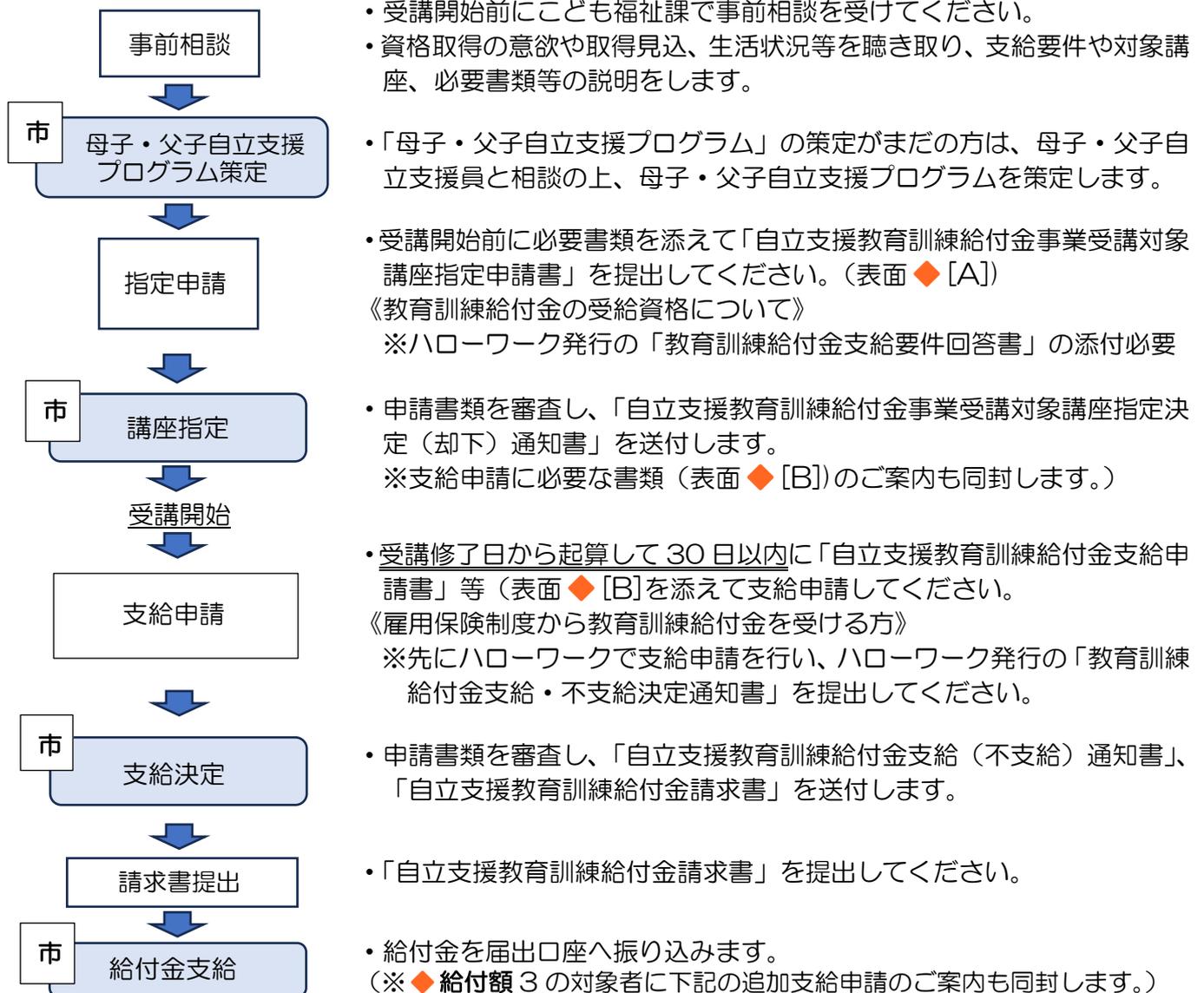
- 1.受講対象講座指定申請書
- 2.戸籍謄本又は抄本（申請者及び児童全員分）
- 3.世帯全員の住民票の写し
- 4.母子・父子自立支援プログラムの写し等
- 5.教育訓練給付金支給要件回答書
（ハローワーク発行）
- 6.受講予定講座のパンフレット
（講座名、受講内容、受講費用、受講日程の要記載）
- 7.本人確認書類
（マイナンバーカード・運転免許証等）

◆[B]支給申請時に必要な書類

- 1.自立支援教育訓練給付金支給申請書
- 2.戸籍謄本又は抄本（申請者及び児童全員分）
- 3.世帯全員の住民票の写し
- 4.母子・父子自立支援プログラムの写し等
- 5.受講対象講座指定決定通知書
- 6.教育訓練修了証明書
- 7.教育訓練経費の領収書
- 8.教育訓練給付金支給・不支給決定通知書
（ハローワーク発行・該当者のみ）
- 9.給付金振込口座の通帳（又はキャッシュカード）

※上記(A)。(B)の書類のうち、児童扶養手当証書や公簿等により確認できる書類は、省略することができます。

◆ 手続きの流れ



◆ 追加申請について

- 専門実践教育訓練給付金の対象者は、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ就職等した場合は、追加支給申請が可能です。

◆ 追加申請の手続きの流れ

1.追加支給申請	・就職等した日から起算して30日以内に「自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加申請用)」に表面 ◆ [B]の2~4、6~9及び資格を取得したことを証明する書類を添えて申請してください。
2.【市】支給決定	・申請書類を審査し、「自立支援教育訓練給付金支給(不支給)通知書」、「自立支援教育訓練給付金請求書」を送付します。
3.請求書提出	・「自立支援教育訓練給付金請求書(追加支給用)」を提出してください。
4.【市】給付金支給	・給付金を届出口座へ振り込みます。

【お問い合わせ先・申請先】

丹波市 福祉部 こども福祉課 家庭児童相談係 TEL:0795-88-5287(直通)

〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059 番地5 丹波市健康センターミルネ2階

